



月報

4

缶詰換

(43. 4. 30. No. 16 Vol. 2)

目次

4月の行事一覧表	1
◇ 公取委事務局との下打合会	2
◇ 公取委5人委員との連絡会	4
◇ 筒面取り廃止に関する日缶協回答	6
◇ (第3回)普及宣伝部会	9
◇ 在京蔬菜部会	10
新物アスパラガス缶詰の生産についてメーカー側より要望	13
◇ チェリー缶詰正副会長会議	14
◇ (第9回)理事会	16
◇ (第2回)缶詰共同宣伝実行委員会	17
◇ (第3回)共同宣伝実行委員会	30
◇ 公正競争規約認定申請に関する打合会	33
□ 公正競争規約(案)、施行規則の最終案(全文)	34
会 員 消 息	54
関 連 報 知	56

全国缶詰問屋協会

Japan Canned Food Wholesalers Association

東京都中央区日本橋通3丁目8番地
八重洲通ビル7階

電話 東京(273)9289番

4 月 の 行 事 一 覧 表

行 事	月 日	時 間	場 所	出 席
普及宣伝部会	4月 5日	1030~1200	北洋商会	21名
理 事 会	4月 5日	1300~1500	・	22名
公取委事務局との下打合会	4月 8日	1030~1200	公 取 委	
共同宣伝実行委員会	4月 8日	1300~	日 缶 協	
公取委5人委員会・業界側打合会	4月 9日	1100~1200	公 取 委	公取委側8名 業界側3名
共同宣伝スローガン打合会	4月10日	1030~	製 缶 協	
共同宣伝まぐろ小委員会	4月11日	1030~	鮪輸水組	
共同宣伝代理店共同会見	4月12日	1600~	・	
共同宣伝蔬菜小委員会	4月15日	1330~	日 缶 協	
共同宣伝代理店連絡会	4月16日	1630~	・	
チエリー缶詰正副会長会議	4月18日	1000~1200	北洋商会	山形缶協側4名 全缶協側8名
アスパラ缶在京蔬菜部会	4月19日	1330~1430	・	14名
共同宣伝実行委員会	4月23日	1430~	ステーション ホ テ ル	
共同宣伝打合会	4月24日	1300~	日 缶 協	
公正競争規約申請手続打合会	4月30日	1330~	・	

5 月 の 行 事 予 定

共同宣伝プレベンテーション打合会	5月 8日	1000~	日 缶 協 東京商工 会議所3 階会議室	
定時総会	5月 9日	1100~1530	・	
蔬菜部会	5月 9日	1530~	・	
規格部会	5月13日	1330~	北洋商会	
日本農産缶工組桃部会との懇談会	5月27日	1330~	清 水 市	

公取委事務局との下打合会

日 時 昭和43年4月8日 10.30~12.00 時
場 所 公正取引委員会 食品表示課
議 題 食品缶詰の表示に関する件
出 席 日 任 協 常務理事 平 野 孝三郎 氏
食肉組合 専務理事 淵 義 愛 氏
全 任 協 専務理事 北 田 久 雄 氏

※ 下打合せ会の概要

内表示問題を中心とした食品缶詰の公正競争規約(案)およびこれに伴う施行規則の成案についてはいよいよ最終段階に入り、4月9日開催の公取委5人委員との業界側事務局の説明会にさきがけ特に肉表示の修正部分を検討のため、食肉組合、日任協、全任協の3団体事務局が公取委を訪れ、同委員会の関根芳郎事務官と下打合せを行なった。

この下打合せの結果、肉表示については表示する活字の大きさ、馬肉・牛肉の使用の割合を内規に謳うことになつていたが、これは施行規則に織り込むべきだとの公取委側の意向により、同規則の別表(1)品名のところに次のような文言を織り込むことになつた。

なお畜肉味付・野菜煮・畜肉コンビーフのほか鯨コンビーフも現在市場に出回つているのでこの施行規則の中に「鯨コンビーフ」も加えることになつた。

別表(1)品名

品名	基準
畜肉味付・野菜煮	馬肉を用いたもの又は馬肉に牛肉を2割未満混用したものにあっては「馬肉使用」、馬肉に牛肉を2割以上混用したものにあっては「馬肉・牛肉使用」という文言を9ポイント(ツナ3号缶、3号ポケット缶以下の容器にあつては8ポイント)活字以上の肉太の文字で品名に併記する場合は、品名を「肉味付」、「肉野菜煮」又は「野菜煮(肉入り)」と示すことができる。
畜肉 コンビーフ	馬肉を用いたもの又は馬肉に牛肉を2割未満混用したものにあっては「馬肉使用」、馬肉に牛肉を2割以上混用したものにあっては「馬肉・牛肉使用」という文言を9ポイント(コンビーフ3号缶以下の容器にあつては8ポイント)活字以上の肉太の文字で品名に併記する場合は、品名を「ニューコンビーフ」と示すことができる。
鯨 コンビーフ	鯨肉を用いたものにあっては鯨コンビーフという品名を示すことができる。
<p>以上の通りであるが、活字の大きさはいずれも写植活字を使用することとし、9ポイント(13級)、8ポイント(12級)の級数は内規に織り込むことに内定した。</p> <p>なお肉表示以外に公取委側より問屋側への要望事項として</p> <p>1. 施行規則別表(3)形状のうち</p> <p>りんごについては「アップルリング」、「パインスタイル(輪切)」はいずれも好ましくないので「りんご(輪切)」の一本とする。</p>	

2. さけについては

『尾肉及び小片肉にあつては「細肉」又は「ビーセス」と示すこと。』となつているが、外来語は好ましくないので「細肉」に統一したい。「ビーセス」使用の場合は「ビーセス(細肉)」の方法をとりたい。

3. 施行規則別表(1)品名のうち

ジャムについては『2種以上の原料果実を配合したものにあつては、それらの果実の種類名により示すこと。ただし、果実の種類名を明らかにして「フルーツミックスジャム」と示すことができる。』となつているが例えばりんごといちごを混用したフルーツミックスジャムの場合、りんごの割合の方が多いものにあつては品名に多いものの順で原料名を併記するか「りんごミックスジャム」と多く使用されている原料名を頭に持つてくるかのいずれかの方法が取られることになる。この場合販売業者としてどちらがよいかを検討されたい。

また配合割合を施行規則に謳い込む方法についてはどういふ意見か。

4. さけ、ます表示は「さけ」に統一し、ますについては桁マークの説明を行なうという案が進められているが実際販売するに当つて価格、取扱いなどで支障を来たすようなことは起きないか。

以上の点につき全庁協働の意向を統一し公聴会前にすつきりしたかたちで臨めるよう検討していただきたいとの要請であつた。

公取委5人委員との連絡会

日 時 昭和43年4月9日 11.30~12.00時
場 所 公正取引委員会 2階会議室
議 題 公正競争規約(案)、施行規則案に関する件

出席〔公取委側〕

公正取引委員会	委員長	山田精一氏
〃	委員	菊池淳一氏
〃	〃	梅田孝久氏
〃	〃	亀岡康夫氏
〃	〃	有賀美智子氏
〃	景品表示課長	伊従寛氏
〃	事務官	川井克俊氏
〃	〃	関根芳郎氏

〔業界側〕

日本缶詰協会	専務理事	隅野勇氏
〃	常務理事	平野孝三郎氏
日本製缶協会	専務理事	阿江伸三氏
日本食肉 缶工協組	〃	淵義愛氏
全国缶詰 問屋協会	〃	北田久雄氏

※ 会議の概要

業界の長年にわたる努力によつてようやく最終段階に入った公正競争規約の制定は施行規則に織り込むべき肉表示の基準が最終の手直しされるとともに公取委側事務局も公聴会開催の準備作業に取りかかり、その手はじめとして5人の委員と業界側4団体（日缶協、製缶協、食肉缶工組、全缶協）の事務局との連絡会が開かれた。

会議に先きだち公取委側事務局は伊従課長を中心に同委員会の5人委員に缶詰公正競争規約（案）ならびにそれに伴う施行規則、なかんずく食肉表示、さけ、ます表示に対する現業界案作成までの経過、その他問題点となつた各条項の説明が

行なわれすでに原案採用がほぼ諒解されていた模様で、業界側事務局が同席に参加したときは問題となるような質疑応答はなく、印刷缶とラベル缶との比率、協議会に加入すべき会員の数とアウトサイダーの割合、小売業者が協議会に参加しない理由など2～3の主だった質疑があつた程度である。

なお業界側は協議会が設けられれば、この規約を実行することに努力はするか地方バツカーなどまだ本当に表示問題のみこめていない向きもうかがわれ、その点の斟酌をお願いしたいと要請した。

この連絡会終了後、伊従課長はほぼ現在の案で公聴会が開られる見通しが明らかになつたとし、申請手続が行なわれれば、2週間後に告示され5月下旬には公聴会が開催されることになると語り、従つて施行は昭和44年1月初旬を目標としたいとの意見を述べた。

筍の面取り廃止に関する日缶協回答

筍缶詰全国大会においてバツカー側より提案、決議された筍の面取り廃止について全缶協蔬菜部会長名をもつて3月12日、日缶協筍缶詰委員長宛に要望書を提出したが（月報3月号19頁に掲載）これに対する回答が4月8日付、日缶協筍缶詰委員会委員長名で全缶協蔬菜部会長宛に寄せられた。その全文は次の通りである。

筍の面取り廃止に関する件

拝啓 いよいよご清栄の程およろこび申し上げます。

たけのこ缶詰の需給促進に関しましては、諸般にわたりご尽力をいただいで

おりますこと厚くお礼申し上げます。

さて、掲題に関する3月21日付貴信を拝読いたしましたところ、提案の趣旨のA、B、Cに対しては正論であるとして原則的にご賛成いただいたことは、たけのこ缶詰の正しいあり方への一歩前進としてありがたく存じます。

ただ、D項について、ご懸念を抱かれておるやに拝察いたします。

ご指摘のとおり、缶詰全国大会において、本件が賛成多数で決議されたとは言え、いささか双方醸成不十分のまま進行いたしましたことは、実行の面で、果して統一歩調がとれるかどうか疑問であり、結果的に本年度は平面カットの製品一本になるかどうか懸念されます。

つきましては平面カットを実施するにあたっては、各自取引先と協議の上、両者十分納得の上で取り進める筈ですから、決議の趣旨を尊重して下さるよう特に徹底方お願いいたします。

なお、「平面カットの製品は品質が落ちるから格差をつけるべきだ」とのお考えがあるようですが、これは大変な誤解でありまして、次に申し述べる理由により、そのようなお考えは是非改められるようお願い申し上げます。

理由＝平面カットを実施した場合には、根元の些細な傷のある原料でも、これを精良品として活用することはできず、除外しなければなりません。従って真に厳選された原料のみで構成されることになり、また根元も整一にカットされる結果、むしろ品質的には向上する筈であります。

次にご質問事項について、いささかなりと所見を申し述べさせていただきます。

a. ①面取りにより発生した可食部分は必ずしも捨て去つてはいません。

しかし副産物として活用するのに余計な労力と経費を費しています。

②面取り製品が商品の姿を正し、商品価値の向上に役立つ、とのご意見には前記の「理由」により、賛成できません。

③原料の地域的、時期的差異等からくる条件の相違については、今後前向きの姿勢をもつて十分対策を検討する必要があると存じます。

b 労務費の節約については一概には言えませんが、今後好むと好まざるとにかかわらず、労務事情の悪化は機械化の方向へ転化せざるを得ません。

c 当時としては面取り製品に対する販売側の意向（末端消費者にあらず）が強く、また製造業者においてもこれに応じ得る労務事情にあつたものと思われまします。

d 平面カットの製品については慎重な配慮のもとに優良品を製造し、もつて市場にその真価を問うべきではないかと存じます。

以上、たけのご任諾を時代に即応した長期安定商品として育てていくためには、それが正論であれば、実行可能の部分より、多少の障害を乗り越えて英断をもつて前向きに対処していくべきであり、しかも、平面カットについては10年以前に検討され、すでに決定をみていることに思いをいたすべきであると存じます。

われわれ製造業者は誠意をもつて本件に対処いたす所存でありますので、何とぞ真意お汲み取りの上、格別のご協力を得られますようお願い申し上げます。

敬 具

(第3回)普及宣伝部会

日 時 昭和43年4月5日 10.30~12.00時

場 所 (株)北洋商会 7階会議室

議 題 1. 缶詰の共同宣伝に関する件
2. そ の 他

出 席 21名

※ 部会討議の概要

3月8日製缶協会高崎会長、日缶協田上会長、全缶協浅井会長の3者があい寄り共同宣伝について協議の結果、ことしは宣伝費として1億円、次年度からは1億3千万円で3カ年間製缶協会、製鉄側からの拠出によって実施されることに決定。この3者会談によって今年度は内販缶詰6品種を宣伝対象としてそれぞれの団体から実行委員を選ぶことになった。

その第1回目の実行委員会が3月26日、日缶協会議室で開かれ、次いで第2回目の会合が4月8日に開催される運びであるが、この問題を普及宣伝部会で取りあげ検討した。

協議の結果は次の通り。

1 みかん、桃、みつ豆の宣伝について

みかん・桃・みつ豆缶詰は食べ方をPRするという商品ではなく、広くマスコミを通して消費ムードをつくり、消費拡大を図るべきであるとの意見であり、宣伝対象地域も全国的に売られている商品であるので全国を対象としたいとの希望がだされた。

2 油漬缶，アスパラ，スイートコン缶詰の宣伝について

これらの宣伝はたゞ漠然と新聞・雑誌に広告しても効果がなく、やはり実物で料理方法を実演して消費者を獲得する方法がよいとの意見があり、まず6大都市団地の主婦を対象に味を知らせるのが先決で、試食による実物宣伝を実施するよう全缶協の意向を伝えることになった。宣伝対象地域は京浜・中京・京阪神の3地区とするとの意見であつた。

3 そ の 他

- イ) 実施時期は缶詰の需要期の5月頃までには開始できるよう働きかける。
- ロ) 宣伝方法の一つとしてクイズにより缶詰を贈るといった方法も考えられる。
- ハ) 宣伝すると同時に今後とも品位の向上を図っていく必要がある。
- ニ) 消費者に対し缶詰は経済的であるということをPRする。

在 京 蔬 菜 部 会

日 時 昭和43年4月19日 13.30～15.00時
場 所 (株)北洋商会 7階会議室
議 題 1. 新物アスパラガス缶詰に関する件
2. そ の 他
出 席 14名

※ 部 会 討 議 の 概 要

この蔬菜部会は在京部会員が中心となり、新物アスパラガス缶詰についての審議を行ない、中部・西部の部会員には事後報告によつて諒承を得るということで閉

催された。

この部会は、4月17日付で、日本農産缶工組、アスパラガス部会、日缶協アスパラガス缶詰委員会から全缶協浅井会長宛に「昭和43年度アスパラガス缶詰の生産について」の要望書をもとに全缶協側の意見統一を行なったもの。

生産数量については、43年3月25日の農林省園芸局の統計によると、昨年のアスパラ缶詰生産は919,349 函で、その内訳は次の通りである。

北 海 道	6 8 1, 2 9 8 函
東 北	1 8 4, 5 8 0 函
関 東	3, 0 2 6 函
東 海	1 5, 0 9 8 函
近 畿	2 4, 8 8 2 函
中 国 . 四 国	3, 3 1 4 函
九 州	7, 1 5 1 函
合 計	9 1 9, 3 4 9 函

なお缶型別では次の通り

角 $\frac{1}{2}$	4 1, 3 3 9 函
$\frac{2}{2}$	3 9, 4 6 6 函
$\frac{4}{2}$	2 1, 1, 6 8 2 函
$\frac{7}{2}$	8 8, 5 8 2 函
200 $\frac{3}{2}$	3 7, 2 5 7 函
250 $\frac{3}{2}$	4 9 5, 8 8 8 函
そ の 他	5, 1 3 5 函
合 計	9 1 9, 3 4 9 函

しかし製缶会社の推定では生産量は79万3千函で、現在の在庫は12万函となっている。

この点に関し部会討議の結果、昨年全缶協野菜部会が予想した数量は国内生産

85万函、輸入が5万函、合計90万函となっており、この数字はまず固いところだとの見解に達した。

全缶協働としての見方、考え方は次の通りである。

1. 在庫について

去年は現時点におけるアスパラガス缶詰の在庫は25万函ということであつたがことしは流通在庫として10万函程度と推定される。この在庫の中心は4号缶であり、なかでもM級が多く残っている。

2. 新物の価格について

ことしの新物は多少原料が強気となる気配であるが、製品価格の高値が望める状況にはなく、製造は特に慎重を要する。この観点に立ち

① ホーム缶(250g缶)は小売価格100円を前提とした価格を考慮して製造されるよう要請するとともに量的消化をねらう意味においてPRの推進を図り家庭消費の拡大を行なうよう働きかける。

② 4号缶はいまなお在庫もあり、前年の希望価格を踏襲したい。

ただし昨年同様L、M以外の荷動きは鈍く残荷もこうした品種が中心となっている。又昨年度の特徴としては価格大衆化の結果として味のよいMがむしろMに比して消費の中心となっており、この点価格差の考慮が必要と見られる。

3. ベールの規格廃止について

輸出規格のベールを廃止したいとのメーカー側の意向であるが、販売業者の立場からも、時代に即応した規格の簡素化は賛成したい。

4. その他

細筍、ストリングビーンズは個別の規格がなく「その他野菜」として扱われているが商品的にそろそろ独自の規格を設けるべきで特に細筍は筍の規格の中に準ずるべきであろうという意見であつた。

【『新物アスパラガス缶詰の生産について』

メーカー側より要望】

昭和43年4月17日付日本農産缶工組、アスパラガス部会、部会長丸子齊氏、社団法人日本缶詰協会アスパラガス缶詰委員会委員長丸子齊氏より、全缶協浅井会長宛に要望があつた。その全文は次の通りである。

昭和43年度アスパラガスかん詰の生産について

拝啓 益々ご清祥の程お慶び申し上げます。

陳 者

アスパラガスかん詰の販売については、常にご高配を賜わり厚く御礼申し上げます。

昭和43年度の生産期を迎えるに当り、より一層の需給の安定を計るべく当部会においても種々対策を検討致しておりますが、その一環として輸出向は当組合が実施している共同販売をより強化し、本年は30万函を目標とすることと致しました。

ご高承の通り42年度の共同販売は初年度にも拘はらず略々その目的を達成し、海外事情も昨年よりは幾分好転するものと期待されますから、当部会としては本年度の生産見込みを昨年と全様ストークスで約70万函と推定して、輸出を計画した次第であります。

以上の事情をご勘案の上、国内販売についてもより一層の円滑化を計るべくご高配の程、御願ひ申し上げます。

敬 具

チエリー缶詰正副会長会議

日時	昭和43年4月18日 10.00~12.00時		
場所	(株)北洋商会会議室		
議案	新物チエリー缶詰について		
出席者	山形缶詰協会	会長	内田一郎氏
	"	副会長	今野善之氏
	"	理事	小林康助氏
	"	"	町田光弘氏
	全国缶詰問屋協会	会長	浅井二郎氏
	"	副会長	中山良助氏
	"	果実部会長	野田喜三郎氏
	(株)逸見山陽堂	缶詰部長	橋田春男氏
	野崎産業(株)	缶詰第2部長	秋間健次氏
	(株)北洋商会	缶詰次長	広田正氏
	全国缶詰問屋協会	専務理事	北田久雄氏
	"		中沢和雄氏

※ 会議の概要

山形缶協ではことしからチエリー缶詰の共同販売を計画しその議案を4月20日の総会で諮る前に受け入れ側の全缶協の主脳陣の意向打診のため、山形缶協、全缶協両正副会長による会議が開催され、意見の交換を行なった。

1 チェリー缶詰の共同販売計画要旨

昨年から山形では原料の共同購入を実施しているが、ことしから製品の共同販売も実施しようという山形缶協の希望であり、この件に関しては山形缶協が全缶協側は賛意を表した。

この案の基本的な考え方としては、窓口は工業組合で行ない、一括販売する。これは中小企業法に基づき可能である。

大手水産5社、製菓商社、大手問屋のブランドはナショナルブランド的に集約しようということである。いま山形では40以上のブランドの下請があり、メーカーブランドを加えると60位になるが、ブランドの制約によつて21位にできると考えられる。したがつてこの21社位に対して山形工組が共同受注をする。受注は、1ブランド4 $\frac{1}{2}$ 1万 $\frac{1}{8}$ 以上とし1万 $\frac{1}{8}$ 以下の場合については21社よりも価格差をつける。指定工場については従来の生産体制を尊重するというのが骨子となつている。代金、その他細かい点はいろいろとまだ研究余地があるが、資金問題は工組でやり、山形銀行からの協力も約している。受注が計画に満なかつた場合は山形缶協メンバーの共通ブランドを設置しようという考え方である。

2 全缶協の意見

いろいろと細部的には問題があると思うが、共同受注をするということには賛成であり、安定化のためにさらに具体的に計画を進めまとまつたところで果実部会に諮ることとする。ただ原料価格をこれ以上、上げるということは危険であり、キロ140～150円の線が妥当と考える。また山形のチェリー缶詰の単独宣伝も併わせ行う必要がある。

大要以上のような意見交換が行なわれたが、山形缶協では4月20日の総会で共同販売の案を諮つたところ結論には達しなかつたため4月23日開かれる予定で

あつた全佐協果実部会は従つて延期となつた。

(第9回) 理事会

日 時 昭和43年4月5日 13.00~15.00 時

場 所 (株) 北洋商会 7階会議室

[定時総会提出議案]

- 議 案
1. 昭和42年度事業報告の件
 2. 昭和42年度決算報告の件
 - ㊶ 収支決算書
 - ㊷ 財産目録
 - ㊸ 貸借対照表
 3. 昭和43年度事業計画決定の件
 4. 昭和43年度会費賦課徴収方法の件
 5. 昭和43年度収支予算決定の件
 6. 退会々員に関する件
 7. 任期満了に伴う役員改選の件
 8. 定時総会期日決定の件
 9. そ の 他

出席者 22名(うち代理人12名)

出席委任状 5名 欠席 トーヨー社

※ 理事会の概要

本理事会は、定時総会提出議案を中心に審議がなされた。

1. 2. 3 議案とも全員異議なく承認し、第4号議案は会費査定委員を前年と同じ8社とし協議の結果会費は前年度と同額、徴収方法は年1回とすることを承認した。また本年度は、理事、部会員などの任期満了による改選の年度に当たるがこれについては、理事、監事は全員留任ということで総会に諮ることになった。また理事店のトーヨー社の退会、顧問の大洞氏が死去により退任となったが、この補充は行なわない方針を決めた。

定時総会の日程は次の通り決定。

日 時 昭和43年5月9日 11.00~15.30 時
(12.00~13.00時 昼食休憩)
場 所 東京商工会議所 3階第1会議室
(東京都千代田区丸ノ内3~14 TEL(211)4411番)

(第2回) 缶詰共同宣伝実行委員会

日 時 昭和43年4月8日 13.30~15.00時
場 所 日本缶詰協会 会議室
議 題 缶詰共同宣伝の実施について
出 席 日缶協側 原実行委員長ほか12名
全缶協側 中山副会長 竹内普及宣伝部長、
北田専務理事
製缶協側 阿江専務理事

※ 協 議 の 概 要

原実行委員長が議長となり、議事に入つたが、全缶協普及宣伝部長竹内治雄氏は席上、去る4月5日開催の普及宣伝部会で協議した事項を全缶協の統一意見として次の通り説明した。

1. 宣伝対象の6品目については3グループに分ける。

- ① みかん・もも・みつ豆 (7,000万円)
- ② まぐろ・かつお油漬 (1,500万円)
- ③ スイートコーン・アスパラガス (1,500万円)

2. 地域については消費者から広く認識されており、全国的に消費されている①のフルーツ類はマスコミを通じ消費ムードを高めるPRを全国的に行なう。これにはクイズなどの方法も考えたい。景品としては高級缶切りがよいのではないかと。

②③の缶詰に対しては新しい消費層をねらい、使用方法に重点を置いた実物宣伝を行ない地域は6大都市中心とする。特に団地を主力とした料理実演などを推進する。

3. 缶詰共同宣伝のスローガンを決める。

4. 具体的な案は電通、博報堂の広告代理店に委嘱する。

以上のような基本的考え方を述べたが、原委員長は他の実行委員からの意見も求めたうえ大要次の通り決定した。

1. 缶詰の共通のスローガンは経済性、栄養性、便利性を織り込んだものとするが、この3つの特性をもち込むことが困難な場合、第1年目は経済性、2年目は栄養性を訴えるといった方法も考える。

2. 6品目の宣伝については3グループとし小委員会のかたちでそれぞれのグループにおいて基本的方法を検討し、代理店にプレゼンテーションの作成を委嘱する。

3. スローガンの作成は日缶協、全缶協、製缶協の3事務局専務理事および学識経験者を加え早急に代理店側と打合せを行ない、準備にとりかかる。

4. シンボルマークは缶詰みかん宣伝委員会が使用したシンボルマークを利用する。
5. 次回実行委員会は4月23日14・30時よりステーションホテルにおいて開催する。
6. 各小委員会は早急に開催するがこの小委員会には全缶協側事務局および学識経験者を加え協議することになった。

共同宣伝果実缶小委員会

日 時 昭和43年4月8日 15.00～16.00時

場 所 日本缶詰協会 会議室

議 題 みかん・もも・みつ豆の共同宣伝基本検討の件

出 席 [メーカー側]

日本蜜柑工組	理 事 長	後 藤 磯 吉 氏
・	専務理事	村 上 延 衛 氏
稲葉食品(株)	取締役社長	稲 葉 由 蔵 氏
・		矢 住 清 亮 氏
日東食品製造(株)	・	廿 日 出 要 之 進 氏
・		菅 旗 缶 詰 (株)
森永製菓(株)	営業部次長	小 平 裕 氏
・		日 本 缶 詰 協 会
日本缶詰協会	専務理事	隅 野 勇 氏
・	部長代理	村 井 武 夫 氏

[全缶協側]

全国缶詰問屋協会	副 会 長	中 山 良 助 氏
・	専務理事	北 田 久 雄 氏

※ 小委員会の概要

第2回共同宣伝実行委員会終了後果実任小委員会を開催し、みかん・もも・みつ豆・缶詰の共同宣伝実施に伴う基本的方法を検討した。

1. 目的 消費ムードを高め消費の拡大を図る。
2. 地域 札幌・仙台・東京およびその近県・愛三岐・京阪神・広島・福岡。
〔三大都市7割、その他3割の重点比率とする。〕
3. 時期 6月・7月・8月 →(7割を充当)
10月・11月 →(3割を充当)
4. 対象 主婦と若年層(若年層6:主婦4)
5. 媒体 印刷媒体を主体とする。
(特にカラーを生かした宣伝法を行なう。)

以上のような基本的線をまとめたが、代理店は2社に限らず第一広告、大広の2社をさらに加えてはどうか、また、宣伝終了後の時点における宣伝効果の追跡調査を中央調査所に委嘱してはどうかとの意見があつた。

共同宣伝に伴う代理店との打合せ会

- 開催日 昭和43年4月10日
- 場所 ホテル国際観光 8階 第1会議室
- 議題 (1) 共同宣伝スローガンの件
(2) その他

※ 打合せ会の概要

共同宣伝実施に伴うスローガンの作成に関しては実行委員会より日缶協、全缶協、製缶協の3事務局の専務理事が広告代理店と折衝し準備を進めることとなっていたが、4月10日、10.30~12.30時まで電通側担当者2名と打合せを行なつたあと、13.00時から14.30時まで博報堂側担当者5名とも同様内容の打合せを行なつた。

この打合せの結果、両代理店とも早速缶詰共同宣伝のスローガン作成にとりかかり、4月23日開催の実行委員会までにはプレゼンテーションの提出ができるよう作業をすすめることになつた。

なおまぐろ小委員会は4月11日10.30時から館輸出水産業組合で、また蔬菜小委員会は4月15日13.30時、日缶協会議室において開催される。

共同宣伝ツナ缶詰小委員会

日 時	昭和43年4月11日	10.30~12.00時
場 所	日本館缶詰輸出水産業組合	
議 題	ツナ缶詰の共同宣伝に関する件	
出 席	日本館缶詰輸水組	副理事長 芦川栄一氏
	・	理 事 後藤磯吉氏
	・	・ 稲葉由蔵氏
	・	専務理事 高芝愛治氏
	日本缶詰協会	・ 隅野勇氏
	・	部長代理 村井武夫氏
	明治製菓(株)	営業部長 山本一氏
	全国缶詰問屋協会	専務理事 北田久雄氏

※ 小委員会の概要

4月9日の共同宣伝に関する果実缶小委員会につき、4月11日、鮪輸水組のメンバーを中心としたまぐろ油漬の共同宣伝小委員会を開催し、基本的宣伝方法の検討を行なった。

席上、全缶協専務理事は①まぐろ・かつお油漬缶の共同宣伝は実物宣伝によつて料理法、食べ方をPRしてゆき新しい消費層を獲得し、消費の普及を図る。②地域は主要都市とし特に団地中心に実施する。③対象は主婦とするなど骨子となるべき点を説明した。

協議の結果の基本方針は次の通りである。

1. 目的 実物宣伝によつてツナ缶詰の優秀性をPRするとともに展示即売も行なう。
2. 地域 京浜地区を主力とする。
3. 対象 主婦
4. 時期 6月・7月・8月。
5. 予算 1,500万円。
6. 代理店は電通、博報堂。

以上の基本方針を決定したが、名称は「ホワイト・ツナ缶詰」とすることに意見統一した。なお名称の外来語使用は公正競争規約との関係性もあり、「まぐろ油漬」とするかどうかはあらためて検討する。

また、「まぐろ」「かつお」をともにPRするかどうかについてはホワイトミートのファンシーのみとし、重点的PR活動を行なう。

実物宣伝の具体案は代理店に委嘱するか業界側の参考意見として媒体を高級団地、百貨店とし、プレゼンテーションの作成にかかるよう要請することになった。

なお過去2年間実施され本年で3年目を迎える日経連のびんなが鮪油漬缶の内需推進宣伝事業は、缶詰業界側の共同宣伝とは主目的が違うので本事業とは切りは

なして活動することも確認された。

電通、博報堂との連絡会

日 時	昭和43年4月12日	16.00~17.00 時
場 所	日本館詰詰輸水組 会議室	
議 題	共同宣伝に関する主旨伝達の件	
出 席	電 通	連絡部長 西 邑 真 氏
	・	参 事 安 東 爾 氏
	・	ディレクター 唐 島 英 三 氏
(株) 博 報 堂	参 与	落 合 兼 一 氏
	・	ディレクター 大 塚 甚 三 氏
日 本 製 缶 協 会	専務理事	阿 江 伸 三 氏
	・	事務局長 山 崎 力 氏
北 海 製 缶 (株)	営業部長	渡 辺 供 弘 氏
大 和 製 缶 (株)	調査課長	佐 藤 亮 氏
日 本 缶 詰 協 会	部長代理	村 井 武 夫 氏
全 国 缶 詰 問 屋 協 会	専務理事	北 田 久 雄 氏

※ 打合せの概要

共同宣伝の実施については去る4月10日製缶協、日缶協、全缶協の3事務局が電通、博報堂の2代理店を個別に呼び、共同宣伝の主旨と、キャッチフレーズの作成を委嘱したが、代理店側としてはなお不明確な点を確認しておきたいとの意向により、今回は2代理店同席で業界側の意向伝達ならびに質疑を行なった。

なお全任協側には連絡がなかつたが、日任協スイーツコーン委員会では次のようなスイーツコーン任詰の宣伝案が決定し、代理店側に阿江専務より参考として説明が行なわれた。

1. スイーツコーン任詰の予算は740万円
2. 実施は出来る限り早い機会に行なう。
3. 地域は京阪神・名古屋・東京。
4. 対象 ① 業務用の需要者
② 主婦
5. 品種はクリームスタイルを主体とする。
6. 方法はデパート・スーパーマーケットの食料品売場にコーナーを設け、マネキンを雇い試飲と即売を行なう。
7. 予算の配分は試飲会1回20万円とし16回、合計320万円。
(東京5回、京阪神9回、名古屋2回)
8. 新機折込み広告に300万円充当する。
9. 即売会用のリーフレットはスイーツコーン部会において作成中であるが、経費50万円を見る。
10. 司廚士懇談会などを行ないこれに50万円充当。

以上のような方法であるが、代理店は4月19日ごろまでに任詰共通のキャッチフレーズとおよその素案を事務局に提出できるよう作業を進める手筈である。

日経連「びんなが魚価対策事業」に関する件

日経連では「びんなが魚価対策事業」の一環として、夏びん調整販売事業ならびに内需推進宣伝事業を過去2年間継続し、本年度は第3年目を迎えることになるが、ことしも昨年と同様の趣旨により実施する予定といわれる。昨年度の経過状

況ならびに本年度の計画のあらましは次の通り。

〔昨年度経過状況〕

1. 昨年度の委託製造数量は4社で約1万函で、これに要した補助金は367万円であつた。(逆ザヤの補助)
2. ブランド宣伝補助については約4,700,000円(9社)で函当たり120円の補助を行なつた。
3. 魚価はキロ当たり平均156円であつた。

〔本年度計画〕

1. 本年も昨年度と同様に浜値の安いとき委託加工を行なう。これに伴う引当金は1,700万円を計上する。
2. 油漬缶のブランド宣伝については本年600万円を限度とし函当たり120円の補助を行なう。
3. 本年もツナパーティーを行なう予定。
4. 本年度までの事業をもつて第1期とする。

共同宣伝蔬菜缶小委員会

日時	昭和43年4月15日	13.30~16.00時
場所	日本缶詰協会	会議室
議題	スイートコーン・アスパラ缶共同宣伝に関する件	
出席	クレードル興農(株)	東京営業所 渡辺 悌吉氏
	大洋漁業(株)	昆 順道氏
	岩手缶詰(株)	東京営業所 西岡 敏男氏 所 長
	森永製菓(株)	小平 裕氏
	日本農産缶工組	斉藤 実太郎氏

宣伝媒体は各氏より種々意見が出されたが、この各氏の意見を事務局にて整理し4月23日の実行委員会に諮ることになった。

〔各氏の意見〕

1. アスパラ缶は需要層をより深くすることにねらいをおき、スイートコーンは需要層を拡げてゆくという考えに基本を置くべきである。
2. スイートコーンの試飲会は結構だが、その労をだれがとるかが問題である。（この件については横尾氏より日缶協、全缶協よりそれぞれ1名程度の応援を願いたいとの希望が述べられた。）
3. アスパラ缶はビールシーズンにピヤガーデンなどを利用し、無料サービスする。そして大手ビール会社のテレビコマーシャルに便乗し「アスパラでのめばなおいしい」といつた意味のアビールをする。
4. クツキングカードあるいは婦人雑誌の付録などを使用する手もある。
5. テレビの料理教室の考え方もあるが味の素などの広告主がついており、あらたに契約することは困難である。
6. アスパラ缶は開缶して食べさせる（特にデパートなど）ことがむずかしい。
7. 霞が関ビル25階で催し物をし消費者の動員を図る手もある。この場合「缶詰ショー」といつたうたい文句で新聞社主催としてPRを図る。
8. サンケイ新聞のスペクタクル（色刷の特殊印刷）を利用するのもよい。
9. その他パンフレット。中吊広告、ダイレクトメール。
10. 団地を中心とした実物宣伝、あるいはデパート、スーパーマーケット内の料理実演、即売。

共同宣伝事務局打合せ会

日 時 昭和43年4月16日 16.30~17.15 時

場 所 日本缶詰協会 会議室
出 席 日本製缶協会 専務理事 阿江伸三氏
日本缶詰協会 " 隅野 勇氏
全国缶詰問屋協会 " 北田久雄氏
〔代理店側〕
㈱電 通 参 事 安東 肅氏
㈱博 報 堂 " 佐々木 邦 磨氏
外2名

※ 打合せ会の概要

4月15日の蔬菜缶詰小委員会を最後に各グループ別小委員会の検討が終つたので、キャッチフレーズの作成を委嘱してある電通、博報堂の担当者呼び、3事務局専務理事を中心として各小委員会の決定事項の説明ならびにキャッチフレーズ作成のための質疑などを行なつた。

この打合せ会によつて代理店側も4月23日開催の実行委員会までにはキャッチフレーズ作成も完了し同委員会に提出される段取りである。

共同宣伝の品種別小委員会で決められた案

品種	品名	宣伝・目的	対象	地域	時期
果実類	みかん缶詰	全体的な消費拡大	女性主体の若年層 主婦 = 40%	札幌・仙台・関東・東海・近畿 広島・福岡の7プロダク 関東・東海・近畿 = 70% その他4地区 = 30%	6~8月 = 70% 9~11月 = 30%
	もも缶詰				
	みつ豆缶詰				
魚類	ホワイト、ツナ缶詰	実物宣伝によりホワイト、ツナ缶詰の優秀性P.R	主婦 = 100%	京浜地区 = 100%	6~8月
	アスパラガス缶詰	需要層を掘り下げて消費増加を図る	主婦 = 60% サラリーマン = 30% 業務 = 10%	京浜地区 = 60% 京阪神地区 = 40%	5~7月 (または6~8月)
菜類	スイートコーン缶詰 (クリームスタイル)	需要層を広め、知らせる方向で消費拡大を図る	業 20才前後の男女 主婦	京阪神・名古屋地区 = 70% 京浜地区 = 30%	年間継続 宣伝

(註) パーセントは、ウエートの比率を示す。

(第3回) 共同宣伝実行委員会

日時 昭和43年4月23日 14.30~16.30時

場所 東京ステーションホテル

議題 1. 品目別宣伝基本方針の件

2. その他

出席者	大洋漁業(株)	後藤 広一氏(代)
	蜜柑組合	後藤 磯吉氏
	・	村上 延衛氏
	・	阿部 四郎氏
	青旗缶詰(株)	廿日出 要之進氏
	農産缶詰組合	小泉 武雄氏
	日本水産(株)	中沢 弥七氏
	スイートコーン部会	佐々木 久治氏(代)
	鮪缶詰輸水組	高芝 愛治氏(代)
	日本製缶協会	阿江 伸三氏
	大和製缶(株)	佐藤 亮氏
	明治製菓(株)	山本 一氏
	東洋製缶(株)	中沢 沖氏
	森永製菓(株)	小平 裕氏
	クレードル興農(株)	大貫 晃氏
	稲葉食品(株)	稲葉 由蔵氏
	日本缶詰協会	隅野 勇氏
	・	村井 武夫氏
	全国缶詰問屋協会	中山 良助氏
	・	北田 久雄氏

※ 委 員 会 の 概 要

中山良助副委員長が議長となり、広告代理店に委嘱したキャッチフレーズについて意見の交換を行なつたが、業界側の希望していた経済性、栄養性、便利性のキャッチフレーズにかなうものが特に見当らなかつたため、数年前、日缶協で募集した標語などを参考として、再度代理店へ手直しを要請することになつた。また各小委員会でまとめられた宣伝案の大綱は尊重するが、①3部門にわたる共同の宣伝方法があればこれを取り入れてさしつかえない、②担当広告社以外の機関に宣伝の効果測定、追跡調査を行うための予算として300万円程度の余裕をとることなどの話合いが行なわれた。なおある小委員会で広告代理店は2社以上としたいとの希望がなされたが、種々協議の結果電通、博報堂の2社に限定することになつた。

広告代理店への今後の指示ならびにプレゼンテーションの検討審査は実行委員メンバーの中から専門委員といつたものを設け、この構成は原委員長より指名のかたちを取ることに決定した。

この専門委員は実行委員長の下に事務局とともに課せられた作業を行ない委員会への報告答申と広告社指揮に任じ、その結果を実行委員に連絡、また委員長、事務局などに寄せられた委員の進言を処理することになつている。

会の運営上の呼称については実行委員長、事務局であらためて検討シトップ委員会に答申することになつた。

共同宣伝（オリエンテーション）打合せ

日時 昭和43年4月24日 13.30～18.00時

場所 日本缶詰協会 会議室

議題 1. 共同宣伝のオリエンテーションに関する件

2. その他

出席者 (株)電通 安東・吉田氏

(株)博報堂 佐々木・高橋・小坂井氏

学識経験者 小平（森永）・山本（明治）両氏

製缶協 阿江専務理事

日缶協 隅野専務理事・村井氏

全缶協 中山副会長・北田専務理事

※ 打合せ会の概要

4月23日の実行委員会において、ほぼ業界側の最終的共同宣伝の具体的案がまとまって来たので、早速電通、博報堂の2広告代理店に対し、共同宣伝に関する業界側のオリエンテーションの連絡を行なった。この連絡会においても効果的な共通の缶詰PRの場が考えられるならば、品種別3部門の予算の中から1割程度のものを別に計画してもさしつかえない旨を代理店側に伝え、またキャッチフレーズに関しては①経済性、②便利性、③栄養性の各2点位づつを提示されたいとの要請を行なった。

共通宣伝を考慮する場合は、総予算の約1割程度とするが、このうち3割程度のものを調査費用に充当したいとの希望も述べた。

代理店に対する企画提出期限は5月連休明けの6日ごろとする。

以上の業界側の基本的考え方を代理店に要望し、早急にプレゼンテーションの作

成にとかかることになった。

なお共同宣伝の名称については「宣伝」と謳うところに問題があるとされ「缶詰振興会」といった名称にしてはどうかとの意見もあつたが、これは実行委員長、事務局において慎重に協議し、最終的宣伝案とともにトップ委員会に答申することになった。

公正競争規約認定申請に関する打合せ

日 時	昭和43年4月30日	13.30~18.00 時
場 所	日本缶詰協会	会議室
議 題	1. 公正競争規約認定申請書の件 2. 施行規則に関する件 3. そ の 他	
出 席	製 缶 協	阿江専務・山崎事務局長
	日 缶 協	隅野専務・平野常務・渡辺氏
	全 缶 協	北田専務
	製 缶 会 社	東洋製缶・大和製缶・北海製缶・本州製缶

※ 打 合 会 の 概 要

食品缶詰の表示に関する公正競争規約は、食肉表示問題が最終的に公取委側とも諒承が得られ、いよいよ公正競争規約の認定申請の段階に入ってきたが、これに関連し事務局間における打合会を開催、規約(案)、施行規則、ならびに認定申請書に関する検討を行なつた。

規約制定までのスケジュールとしては業界側より公取委に対し申請手続きが行な

われ、官報告示2週間後に東京ならびに大阪において公聴会が開催され、正式認定告示となつた6カ月後に施行となるが、猶予期間については缶詰の特殊性から①空缶在庫問題、②品種により製造シーズンが異なる点、③改版のための時間的問題などがからみ無理のない猶予期間が認められるよう公取委側と折衝することになつた。

公正競争規約に関する最終案まとまる

公正競争規約設定については関係団体と検討を続けてきたが食肉表示、サケ・マス表示の問題、その他不当表示に関する手直しもようやく最終段階に入り、次のような公正競争規約(案)がまとめられた。なお、この件に関して、全缶協では5月13日の規格部会次いで5月20日開催予定の理事会で審議したうえ関連団体とともに認可申請手続を行う予定であるが、公正競争規約(案)並びに施行規則の全文は次の通りである。

なお申請手続きは5月中に行なわれる予定であるが、官報告示の2週間後に東京ならびに大阪において公聴会が開催され、正式に認定告示があつた半年後から施行の段取りとなる。

この規約(案)ならびに施行規則は重要な事項でありますので十分にご検討下さい。

食品かん詰の表示に関する公正競争規約(案)

(目 的)

42. 10. 2.

第 1 条 この公正競争規約(以下「規約」という。)は、不当景品類及び不当表示防止法(昭和37年法律第134号)第10条第1項の規定

に基づき、食品かん詰の表示に関する事項を定めることにより、一般消費者の適正な商品選択を保護し、食品かん詰業における不当な顧客の誘引を防止し、もって公正な競争を確保することを目的とする。

(定 義)

第 2 条 この規約において「食品かん詰」とは、食品（酒税法（昭和28年法律第6号）に規定する酒類、食品衛生法（昭和22年法律第238号）に基づく乳及び乳製品の成分、規格等に関する省令（昭和26年厚生省令第52号）に規定する乳及び乳製品、薬事法（昭和35年法律第145号）に規定する医薬品及び医薬部外品、炭酸飲料、果実飲料並びに菓子類を除くすべての飲食物をいう。）かん又はびんに密封し、加熱殺菌したもの並びにジャム・マーマレード、つくだ煮、くん製品、つけ物、塩蔵品及びこれらに類するものをかん又はびんに密封したものをいう。

2 この規約において「事業者」とは、食品かん詰を製造し、又は販売し、若しくは輸入して販売する事業者をいう。

(必要な標示事項)

第 3 条 事業者は、食品かん詰の（輸入食品かん詰は除く）容器又は包装に次の表にかかげる事項をそれぞれの基準に従い、邦文で、外部から見易い場所に、明瞭に標示しなければならない。

事 項	基 準
1. 品名等	(1) 食品の性質を表わす名称を主要部分（ブランド等を示している部分）をいう。以下同じ。）に示すこと。 (2) 同一の品名のものであつて、原料の品種又は内容物の形、色、状態等が異なることにより、品位に差があるものにあつ

	ては、規則に定める基準に従つて、その原料の品種又は内容物の形、色、状態等が識別できる用語で、主要部分に示すこと。
2. 原材料の種類名	<p>(1) 食品かん詰に含まれている原材料（調味料及び食品添加物を含む。）の種類名を「原材料」の文字の次に、多いものの順に示すこと。</p> <p>(2) 前項の規定にかかわらず、次の場合であつて、規則により定めるときは、原材料の種類名を省略し、又は簡略にして示すことができる。</p> <p>(イ) 品名で原材料の種類名が明らかなものにあつては、その原材料の種類名</p> <p>(ロ) 一般消費者の商品選択に当り、重要でないと認められる原材料の種類名</p> <p>(ハ) 食品衛生法施行規則（昭和28年7月13日厚生省令第23号）第5条第1項第1号のホに規定する添加物を、「合成甘味料添加」、「合成着色料添加」、「合成保存料添加」又は「合成糊料添加」という用語で示すこと。</p>
3. 原料の配合の割合	<p>(1) 水産物又は畜産物に野菜を配合し、しょうゆ、砂糖等で味付けしたものにあつては、標示固形量に対する水産物又は畜産物の重量の割合を百分比で示すこと。</p> <p>(2) ベビーフードにあつては、標示内容量に対する畜肉又は魚肉の重量の割合を百分比で示すこと。</p>
4. 内容量	<p>(1) 内容量又は内容総量で示すこと。ただし、水を加えたものであつて、固形物と液汁が分離するものにあつては、固形量及び内容総量を、甲殻類水煮及び食用に供するまえに通常廃棄される液汁を含むものにあつては、固形量を示す</p>

	こと。
	(2) 内容量の標示単位は、グラム、キログラム又はg、kgで示すこと。
5. 事業者の氏名又は名称及び住所	製造者にあつては、住所及び氏名若しくは名称を、販売者にあつては、住所及び氏名若しくは名称並びに販売者である旨を示すこと。
6. 製造年月日等	かんに密封したものにあつては、製造年月日、原料の種類名、調理の方法及び製造工場名を表わす記号を打ち出し、又は印刷して示し、びんに密封したものにあつては、製造年月日及び製造工場名又はこれらを表す記号を打ち出し、印刷し、又は打ち抜いて示すこと。

(輸入食品かん詰)

第 4 条 輸入食品かん詰に関する標示については、前条の規定に準じて規則に定めるところによるものとする。

(任意の標示事項)

第 5 条 事業者は、食品かん詰の容器に、次の表に掲げる事項を標示しようとするときは、それぞれ、同表に掲げる基準に従い標示しなければならない。

事 項	基 準
1. 商品名	商品名は、品名の文字の大きさの1.5倍以下の文字で示すこと。
2. 特選・精選等	特選・精選その他当該商品品質が他の商品よりも特に優良であることを示す文言を標示するときは、規則に定める基

<p>3. 消費量の標示</p>	<p>準に従つて示すこと。 何人分、何人前その他これらに類似する文言を標示するときは、成人の通常の使用量を基準にして示すこと。</p>
------------------	---

(特定の必要標示事項)

第 6 条 食品かん詰公正取引協議会は、第 1 条の目的を達成するために特に必要があると認められる場合においては、第 3 条及び前条に規定する事項のほか、これらの事項に関連する特定の標示事項又は標示の基準を、規則により定めることができる。

(不当表示の禁止)

第 7 条 事業者は、食品かん詰に関する標示広告に、当該食品かん詰の原料の種類、形状又は品位、原料の配合割合又は調理の方法、添加物の種類、その他食品かん詰の内容について、実際のもの又は自己と競争関係にある他の事業者に係るものよりも著しく優良であると一般消費者に誤認されるおそれのある表示をしてはならない。

2 事業者は、食品かん詰に関する標示広告に、当該食品かん詰の量目、内容物の個数、価格、その他食品かん詰の取引条件について、実際のもの又は自己と競争関係にある他の事業者に係るものより取引の相手方に著しく有利であると一般消費者に誤認されるおそれのある表示をしてはならない。

(全国食品缶詰公正取引協議会の設置)

第 8 条 この規約を適正に施行するため、全国食品缶詰公正取引協議会（以下「公正取引協議会」という。）を設置する。

2 公正取引協議会は、この規約に参加する事業者、食品かん詰用の容器製造業者及びこれらの者が構成する事業者団体をもつて構成する。

（公正取引協議会の事業）

第 9 条 公正取引協議会は、次の事業を行なう。

- (1) この規約の内容の周知徹底に関すること。
- (2) この規約についての相談及び指導に関すること。
- (3) この規約の規定に違反する疑いがある事実の調査に関すること。
- (4) この規約の規定に違反する者に対する措置に関すること。
- (5) 関係官公庁との連絡に関すること。
- (6) その他この規約の施行に関すること。

（違反に対する調査）

第 10 条 公正取引協議会は、第 3 条から第 7 条までの規定に違反する事実があると思料するときは、関係者（当該食品かん詰の容器製造業者を含む、以下同じ）を招致し、事情を聴取し、関係者に必要な事項を照会し、参考人から意見を求め、その他その事実について必要な調査を行なう。

2 関係者は、前項の規定による公正取引協議会の調査に協力しなければならない。

3 公正取引協議会は、前項の規定による調査に協力しない関係者に対し、当該調査に協力すべき旨を、文書をもつて警告し、又は 3 万円以下の違約金を課し、若しくは除名処分をすることができる。

（違反に対する措置）

第 11 条 公正取引協議会は、第 3 条から第 7 条までの規定に違反する行為があると認めるときは、当該違反行為を行なつた事業者に対し、当該違反行為に係る食品かん詰の回収、その他当該違反行為を排除するために必要な措置をとるべき旨、及び当該違反行為と同種又は類似の違反行為を再び行なつてはならない旨を、文書をもつて警告することができる。

2 公正取引協議会は、前項の警告を受けた事業者が、当該警告に従っていないと認めるときは、当該事業者に対し、30万円以下の違約金を課し、除名処分をし、又は公正取引委員会に必要な措置を講ずるよう求めることができる。

3 公正取引協議会は、前条第3項及び本条第1項若しくは第2項の規定により警告をし、違約金を課し、又は除名処分をしたときは、その旨を遅滞なく、文書をもって公正取引委員会に報告するものとする。

(規則の制定)

第12条 公正取引協議会は、この規約の実施に関する規則を定めることができる。

2 前項の規則を定め、又は変更しようとするときは、事前に公正取引委員会の承認を受けるものとする。

附 則

1. この規約は、公正取引委員会の認定の告示があつた日から起算して6月を経過した日から施行する。ただし、この規約の施行の前日に製造した食品かん詰については、この規約は適用しない。
2. 食品かん詰のうち、規則で定めるものについては、この規約の施行の日から起算して6月をこえない範囲内において、規則で定める前日に製造したものについては、前項の規定にかかわらず第8条の規定は適用しない。
3. 第8条及び第9条の規定は、公正取引委員会の認定の告示があつた日から施行する。

食品かん詰の表示に関する公正競争規約 施行規則に記載すべき事項及びその内容

1. 容器又は包装

規約第3条の食品かん詰の容器とは、かん又はびんをいい、包装とは、1個ごとの包装紙又は外箱をいう。

2. 品名

1) 食品の性質を表わす名称

規約第3条1の(1)の食品の性質を表わす名称とは、原料の種類名及び調理の方法を表わす名称をいい、一般消費者がその内容を容易に判断できるものでなければならない。

ただし、次にかかげる品目については、調理の方法を省略することができる。

- (1) さけ類、かに類及び小えびの水煮
- (2) 豆類(グリーンピース、ストリングビーンズ、シュガーピース及び赤えんどうを除く)以外の農産物の水煮
- (3) 果実類の糖液づけ

2) 別表1にかかげる品目については、それぞれ当該品目の基準にしたがって品名を標示する。

3. 主要部分

規約第3条1の(1)の主要部分とは、印刷かん又は包装紙に標示されたブランド名、絵等から見て容器表面の中心と見られる部分(以下「中心部分」という)を中心に同一視野に入る部分であつて、主要部分の面積は、円筒形の容器又は包装にあつては、かん胴の中心部分の中心線から左右20%ずつの垂直の面積の部分、四角形の容器又は包装にあつては、一つの側面の全部、その他の容器又は包装にあつては、中心部分と同一平面の範囲に属する部分をいう。

4. 原料の品種

規約第3条1の(2)により原料の品種によつて、品位に明らかな差があるものであつて、形状の標示を必要とするものは、別表2のとおりとする。

5. 形・色・状態等

規約第3条1の(2)により内容物の形・色・状態等の形状が標準品に比し、一般的でないもの又は形状により品位に差があるものであつて、形状の標示を必要とするものは、別表3のとおりとする。

6. 原材料

規約第3条2の(1)の原材料とは、主原料、副原料、調味料及び食品添加物をいう。ただし、原材料のうち野菜には、まつたけ、しいたけ、しらたき、豆腐、海そう類、その他これらに類似するものを含む。

7. 原材料の種類名

規約第3条2の(2)により、原材料の種類名を表わす基準をつぎのとおり定める。

- 1) 果実又は野菜を4種以上配合したものにあつては、当該果実又は野菜を多いものの順に3種まで標示することによつてその他の果実又は野菜の標示を省略することができる。
- 2) 食品衛生法で標示を義務づけられていない食品添加物については、標示を省略することができる。
- 3) 果実かん詰のうち、使用甘味料が糖類のみのものであつて、別表4にかかげる基準に適合するものについては、「全糖」と標示することができる。

8. 原料の配合割合

規約第3条3の原料の配合の割合の標示の基準は次のとおりとする。

- 1) 水産物又は畜産物の野菜煮の水産物又は畜産物の重量の割合の標示の基準は、別表5の1のとおりとする。
- 2) 寒天及び赤えんどうを配合した果実糖液づけの果実及び赤えんどうの重量

の割合の標示の基準は、別表5の2のとおりとする。

- 3) ベビーフードのかん詰であつて、畜肉と野菜又は魚肉と野菜の混合品の畜肉又は魚肉の配合割合の標示の基準は、別表5の3のとおりとする。

9. 内 容 量

規約第3条4の(1)の内容量の数値の標示方法は次のとおりとする。

- 1) 日本農林規格で内容量の基準の定められた食品かん詰については、それらの基準にしたがつて標示すること。ただし、パインアップルかん詰にあつては、琉球政府の定める琉球物産検査所規則第51号にもとづく基準により標示すること。
 - 2) 日本農林規格で内容量の基準の定められていない食品かん詰については、会員の申請にもとづいて全国食品缶詰公正取引協議会で定めた基準にしたがつて標示すること。
- ## 10. 製造年月日

規約第3条6の製造年月日の略号の標示は、食品衛生法施行規則第5条の規定にしたがい、アラビア数字及びローマ字の組合わせによる記号により標示すること。

11. 内容個数

内容個数を記載する必要があるもの及びその標示方法は、別表6のとおりとする。

12. 使用の方法

調理食品及びスープ類については、使用の方法の説明を標示すること。

13. 図 柄

内容物を表わす図柄は、内容物の形、色、状態等を適切に標示するものでなければならない。ただし、一般消費者に誤認されるおそれがない場合においては、水産物及び甲殻類並びに別表3に示すもののうち、形状が一般的でないものとめるものについては、原料を全形のまま表わす図柄を示すことができる。

14. 特選、精選等の標示

第5条2の特選、精選等の文言の標示のできるものは、当該商品の品質が日本農林規格にもとづく採点基準により検査の結果、平均点が4.0点以上であつて、3.0点以下の項目のないものとする。

別表1	品	名
別表2	原料の	品種
別表3	形	状
別表4	糖	度
別表5	原料の	配合割合
別表6	内容	個数

別表1 品 名

○…… J A S

品 目		基 準
か け	○	<p>「たらばがけ」、「ずわいがけ」、「けがけ」、「はなさきがけ」等、品種名により示すこと。</p> <p>ただし、たらばがけのうち工船で製造したものにあつては「工船がけ」と示し、その他のものにあつては「かけ」と示すことができる。</p>
も も	○	<p>「白桃」又は「黄桃」の別を示すこと。</p>
ぶ ど う		<p>「マスカットオブアレキサンドリヤ」又は「ネオマスカット」「巨峰」等品種名により示すこと。</p>
さ け		<p>「べにざけ」、「ぎんざけ」等の品種名により示すこと。</p> <p>ただし、からふとます及びしろざけにあつては、原料の品種名を表わす記号の読み方を説明して、「ざけ」と示すことができる。</p>
ジ ャ ム		<p>2種以上の原料果実を配合したものにあつては、それらの果実の種類名を配合割合の多いものの順に列記して示すこと。</p> <p>ただし、果実の種類名を品名に併記して、「フルーツミックスジャム」と示すことができる。</p>
畜肉味付・野菜煮		<p>馬肉を用いたもの又は馬肉に牛肉を2割未満混用したもの</p>

	<p>にあつては「馬肉使用」、馬肉に牛肉を2割以上混用したものにあつては、「馬肉・牛肉使用」という文言を9ポイント(ツナ3号缶、3号ポケット缶以下の容器にあつては8ポイント)活字以上の肉太の文字で品名に併記する場合は、品名を「肉味付」「肉野菜煮」又は「野菜煮(肉入り)」と示すことができる。</p>
<p>畜肉コンビーフ</p>	<p>馬肉を用いたもの又は馬肉に牛肉を2割未満使用したものにあつては「馬肉使用」、馬肉に牛肉を2割以上混用したものにあつては「馬肉・牛肉使用」という文言を9ポイント(コンビーフ3号缶以下の容器にあつては8ポイント)活字以上の肉太の文字で品名に併記する場合は品名を「ニユーコンビーフ」と示すことができる。</p>
<p>くじら</p>	<p>鯨肉を用いたものにあつては品名を「鯨コンビーフ」と示すことができる。</p>
<p>いわし</p>	<p>いわし水煮、いわし味付又はいわしトマトづけであつて、せぐろいわしを用いたものにあつては、原料が「せぐろいわし」であることを明らかにして、「いわし」と示すことができる。</p>
<p>ベビーフード</p>	<p>畜肉又は魚肉と野菜の混合品にあつては、「肉野菜」又は「魚野菜」と示すこと。</p> <p>ただし、使用した畜肉又は魚肉の種類名を品名に明記しなければならぬ。</p>

別表2 原料の品種

品目		基準
まぐろ水煮 油づけ	○	びんなかまぐろを用いたものにあつては、「ホワイトミート」、その他まぐろを用いたものにあつては、「ライトミート」と示すこと。
くじら水煮 味付・野菜 煮		ながすくじらを用いたものにあつては、「ながす」、まつこうくじらを用いたものにあつては、「まつこう」、須の子を用いたものにあつては、「すのこ」、赤肉を用いたものにあつては、「赤肉」と示すこと。
貝柱水煮・ 味付		「帆立貝」、 「平貝」の別を示すこと。
洋なし		ラフランスにあつては、「ラフランス」と示すこと。
和なし		廿世紀にあつては、「廿世紀」と示すこと。

別表3 形状

品目		基準
さけ		尾肉及び小片肉にあつては「細肉」と示すこと。 くび肉を用いたものにあつては、「くび肉」と示すこと。
まぐろ・かつお水煮・ 油づけ・味付	○	ほぐした肉にあつては、「チャンク」、くずれ肉にあつては、「フレーク」と示すこと。
さば・さんま油づけ		三枚におろしたものにあつては、「フイーレー」と示すこと。

くじら水煮 味 付	○ 小間切れ肉を詰めたものにあつては、「フレーク」と示すこと。
マッシュ ルーム	○ 全形のものにあつては、「ホール」、くきを除いたものにあつては、「ボタン」、たてに薄切りにしたものにあつては、「スライス」、適当に切断したかさとききを配合したものにあっては、「ピース」と示すこと。
アスパラガス	○ 頭部が白色又はわずかに帯色したものを基部の太さにより6段階に分けたものにあつては、「選別詰」、頭部が緑色のもの又は緑色のものにわずかに帯色したものと及び白色のものを混合したものを、基部の太さにより3段階に分けたものにあつては、「混合詰」と示すこと。
な め こ	つぼみ及び開きの別を示す任意記号の読み方の説明をすること。
み か ん	くずれた果肉を詰めたものにあつては、「ブローケン」と示すこと。
もも・洋なし・和なし	○ 4ツ割のものにあつては、「4ツ割」、4ツ割以上に切断したものにあっては、「スライス」と示すこと。ただし、4ツ割及びスライスにあつては、それぞれの記号の上段の読み方を説明することによつて、省略することができる。ももの不整形肉を詰めたものにあつては、「ピース」と示すこと。

りんご	○	4ツ割のものにあつては、「4ツ割」、4ツ割以上に切断したものにあつては「スライス」、輪切にしたものにあつては、全形の図柄を標示して、「輪切」と示すこと。
さくらんぼ	○	柄付のものにあつては「枝付」又は「梗付」と示すこと。
あんず		全形のものにあつては、「丸あんず」、2ツ割のものにあつては、「2ツ割」と示すこと。
パインアップル		輪切りのものにあつては、「輪切」又は「ラセンスライス」 2ツ割のものにあつては「2ツ割」、4ツ割のものにあつては、「4ツ割」、6分円のものにあつては、「6ツ割」、6分円から16分円に切断したものを混合したものにあつては、「ピース」と示すこと。
畜肉味付	○	小間切れ肉を詰めたものにあつては、「フレーク」と示すこと。
びわ	○	2ツ割のものにあつては、「2ツ割」と示すこと。
たけのこ	○	2ツ割のものにあつては、「2ツ割」と示すこと。
グリーンピース	○	乾燥豆を使用したものにあつては、品名の文字の大きさの $\frac{1}{2}$ 以上の大きさの文字で、「戻し豆」と示すこと。

別表4 糖 度

品 目	基 準
果実類糖液 づけ	○ 「全糖」と示すものにあつては、砂糖用屈折計示度をつぎ のとおりとする。
	みかん 16%以上
	洋なし・和なし・混合果実・ りんご・さくらんぼ } 18%以上
	びわ・もも 19%以上
	フルーツみつ豆・ぶどう・ あんず・いちじく・なつみ かん } 20%以上

別表5 原料の配合割合

品 目	基 準
1(1)水産物と 野菜の混 合煮	○ 品名で水産物野菜煮である旨を示すものにあつては、固 形物にたいする水産物の重量百分比は、次のとおりとし、 この旨を示すこと。 配合する野菜が 1種類の場合 40%以上 配合する野菜が 2種類以上の場合 30%以上
(2)畜産物(鯨 肉を含む) と野菜の 混合煮	○ 品名で畜産物野菜煮である旨を示すものにあつては、固 形物にたいする畜産物の重量百分比は次のとおりとし、

	<p>この旨を示すこと。</p> <p>配合する野菜が 1種類の場合 30%以上 // 2種類以上の場合 20%以上</p> <p>品名で野菜煮(肉入り)である旨を示すものにあつては、固形量にたいする畜産物の重量百分比は次のとおりとし、この旨を示すこと。</p> <p>配合する野菜が 2種類以上の場合 10%以上</p>
<p>2. 寒天及び赤えんどうを配合した果実糖液づけ</p>	<p>品名でフルーツみつ豆と示すものにあつては、固形量にたいする果実及び赤えんどうの重量百分比は次のとおりとし、この旨を示すこと。</p> <p>果 実 25%以上 赤えんどう 5%以上</p>
<p>3. ベビーフード (畜肉と野菜又は魚肉と野菜の混合品)</p>	<p>肉野菜又は魚野菜にあつては、標示内容量に対する畜肉又は魚肉の配合割合の百分比は次のとおりとし、この旨を品名に併記して示すこと。</p> <p>肉野菜又は魚野菜 10%以上</p> <p>ただし、20%以上30%未満のものにあつては20%以上、30%以上のものにあつては30%以上と示すことができる。</p>

別表6 内容個数

品目		基準
いわし油づけ	○	内容尾数を示すこと。
焼りんご	○	内容個数を示すこと。
アスパラガス	○	選別詰にあつては、基部の太さを表わす記号G, C, M, L, m, B及びその内容本数, 混合詰にあつては、基部の太さを表わす記号J, E, Pの説明を示すこと。
油あげ	○	内容枚数を示すこと。

輸入食品かん詰の標示に関する規定(案)

食品かん詰の標示に関する公正競争規約(以下「規約」という。)

第4条および第6条の規定にもとづき、輸入食品かん詰の標示に関する規定をつぎのとおり定める。

記

1. 輸入業者は規約第3条の規定にかかわらず、輸入食品かん詰の内容量の標示については、内容量または内容総量(野菜水煮かん詰にあつては固形量)、製造年月日の標示については、製造年月日がわからないものにあつては輸入年月日である旨の文字を冠したその年月日の標示をもつて、それぞれかえることができる。
2. 輸入業者は、輸入食品かん詰の容器又は包装に規約第3条にかかげる事項のほか、原産国名並びに輸入業者の住所および氏名(法人の場合はその名称)を邦文で明瞭に標示しなければならない。

会 員 消 息

[社 屋 移 転]

- ※ ~~株~~福缶食品では昨年12月に着工した新社屋がこの程完成し、5月6日(月)より新事務所に移転、営業を開始する運びとなつた。同時に電話番号も変更となる。

新 事 務 所 福岡市清水本町134番地
新電話番号 (54) 2938~2939

[住 居 番 号 変 更]

- ※ 須藤順次商店の住所は住居番号の改正に伴い、5月1日から変更となる。

新 住 所 名 函館市千代台町18番13号

[出 張 所 開 設]

- ※ ~~株~~鈴木洋酒店では静岡出張所を開設し、5月1日から営業を開始する。

住 所 静岡市相生町2の5
電 話 番 号 (53) 4042番

[役 員 変 更]

- ※ 寿商事株(川内市向田本町16番14号)では、4月26日開催の株主総会において、5月1日付で下記の役員を決定し、社長の崎山泰次氏は取締役会長に就任する。

取締役会長	崎山泰次氏
代表取締役社長	額川満夫氏
常務取締役 企画室長	古河長次郎氏
常務取締役 営業部長	桐原清昭氏
取締役 営業部次長	中満武蔵氏
取締役	桐原十次郎氏
・	松元栄治氏
・	永田任一氏
監査役	中村茂森氏
・	春園正義氏
・	西原竜興氏

※ 船長船商店（岡山市二日市町258番地）ではこの程定時株主総会並に取締役会において次の通り役員を改選した。

代表取締役会長	長船昌雄氏
代表取締役社長	合地静吾氏
専務取締役（総務担当）	永谷岩三氏
・（営業担当）	長船一彦氏
常務取締役（下関支店長）	長船竜太郎氏
・（営業第一部長）	藤田一男氏
・（総務部長）	後藤忠昌氏

常務取締役(経理部長)	野方 菅太氏
’ (商事部長)	赤沢 脩氏
取締役(営業第二部長)	丸谷 修氏
’ (営業第一部次長)	橋本 利八氏
’ (商事部次長, 経理)	内田 勲氏
’ (商事部次長, 営業)	日種 昭三氏
監査役	蜂谷 幸七郎氏
’	合地 豊氏
’	笠井 勉氏

宇野範三郎氏逝去 三菱商事(株), (株)北洋商会, 取締役宇野範三郎氏は, 4月14日聖路加病院にて永眠された。葬儀は喪主宇野節生氏(令息)により,

4月16日 葬 儀 13.00~14.00 時

告別式 14.00~15.00 時

港区南青山の青山斎場にてしめやかに執り行なわれた。

関 連 報 知

※ 日本食肉缶詰工業協同組合では, 4月16日千代田区丸ノ内の農協ビル8階第1会議室において, 外国産食肉缶詰の開缶研究会を開催した。これは同組合が昨年9月から10月にかけて欧州市場調査におもむいた際, 実際に市販されているものを購入したものである。開缶は142点でヨーロッパの各国の製品で缶型も多種多様であり, 味などの点も大いに参考となるところがあった。

農林省との流通問題懇談会

日時 昭和43年4月17日 13.30~15.30時

場所 農林省 1階 第10号会議室

議題 加工食品卸売業の最近の経営動向と問題点について

出席 農林省農林経済局 課長 佐々木 富三氏
企業課
農林水産関連企業対策室 課長補佐 堤 恒雄氏
穂 積 良行氏
消費経済課 農林技官 桑 原 茂氏

〔問屋側〕

㈱ 逸見山陽堂 中山 良助氏
㈱ 鈴木洋酒店 鈴木 崇氏
㈱ 北洋商会 和気 正夫氏
㈱ 国分商店 安田 銀次郎氏

この懇談会は、問屋側の個人的立場からフリートークの形式で行なわれた。農林省農林経済局企業課では加工食品卸売業の最近の経営動向とその問題点とするところを調査し、今後の資料に供するとともに業界安定化に農林省として協力できる面があれば積極的に協力してゆきたいとの意向により、問屋代表者を中心に企業課主催で流通問題懇談会を開催した。

